



若年がん患者の 在宅療養費用を助成します

春日井市では、若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援しています。

対象者

次の全てに該当する方

- 春日井市内に住所を有する方
- 40歳未満の方
- 末期がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した方）
- 在宅における療養生活の支援及び介護が必要な方

対象のサービス

- ① 在宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、その他必要と認められるもの)
- ② 福祉用具の貸与
- ③ 福祉用具の購入

※他の制度において支援事業と同等の助成又は給付を受けているものを除きます。

助成金額

サービス利用料の9割相当額（1か月上限54,000円）

※1円未満は切り捨て。1か月あたり6万円を上回った分の利用料は、全額自己負担となります。

利用の流れ

1 利用申請

サービスの利用を開始する日の前日までに、健康増進課で申請を行ってください。（郵送可）

必要書類

- 春日井市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（第1号様式）
- 医師の意見書（第2号様式）※意見書作成料は全額自己負担となります。

2 利用決定の通知

申請内容を審査し、適当と認めた場合、利用決定通知書を郵送します。

3 サービスの利用

- ・サービス提供事業者へ直接連絡し、契約後、サービスの利用を開始してください。
- ・支援事業の利用開始は、**申請のあった日**（郵送の場合は、書類の受付日）です。
- ・領収書及び利用したサービスの内訳がわかる書類を受け取ってください。

4 サービス利用料の支払い

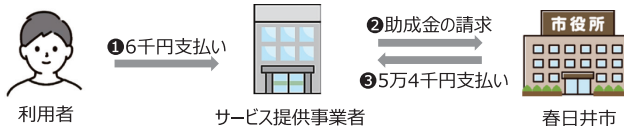
サービス利用料の支払いは、**受領委任払い**と**償還払い**を選択できます。

1か月に6万円のサービスを利用した場合の支払いイメージ

● 受領委任払い

サービス提供事業者へ1割に相当する自己負担額を支払い、サービス提供事業者が、市へ9割に相当する助成金を請求します。

※サービス提供事業者の承諾が得られた場合に限りです。



● 償還払い

サービス提供事業者へ一旦全額を支払ったのち、市へ9割に相当する助成金を請求します。



5 助成金の請求

健康増進課で申請を行ってください。助成金の請求は、利用（購入）月の翌月から**1年以内**です。

必要書類

- 春日井市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書（兼請求書）（第5号様式）
- 領収書原本
- 利用したサービスの内訳がわかる書類 等

6 助成金の振込

請求に基づき指定の口座に助成金を振り込みます。

Q&A

Q. 具体的にどのようなサービスが助成の対象となりますか。

次の①～③のサービスです。

① 在宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護等

② 福祉用具の貸与

手すり（工事を伴わないもの）、スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置

③ 福祉用具の購入

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

※他の制度を利用している場合は対象となりません。

Q. サービス提供事業者の指定はありますか。

愛知県知事又は春日井市長が指定した介護保険事業者及び障がい福祉サービス事業者に限ります。

Q. 対象年齢は何歳ですか。

サービスの利用時点において0歳以上40歳未満（40歳の誕生日の前々日まで）の方になります。

Q. 代理申請は可能ですか。

可能です。

対象者が未成年者の場合は保護者を申請者としてください。

Q. 医師の意見書は誰に書いてもらえばよいですか。

主治医に記入を依頼してください。

意見書作成料は全額自己負担となります。具体的な料金は医療機関にご確認ください。

Q. 助成金の請求はいつ行えばよいですか。

月単位で請求してください。一定期間分をまとめて請求することもできます。

Q. 領収書にはどのような記載が必要ですか。

申請者（または対象者）の氏名、サービス利用日（購入日）、利用（購入）金額、サービス内容（品名）、発行者の名称の記載が必要です。

Q. 振込口座の指定はありますか。

振込口座は申請者又は利用申請書に記載の受任者名義の口座を指定してください。

Q. 生活保護を受けている場合の負担割合はどうなりますか。

生活保護法による保護を受けている方は、サービス利用料の10割（1か月上限60,000円）を助成します。

がんについての相談はがん相談支援センターに

がん相談支援センターは、がんの患者さんやご家族の方ががんについての理解を助けたり、療養についての相談に応じるために、がん診療連携拠点病院などに設置されています。

病院内にありますが、その病院に通院などをしていなくても、電話、面接などの方法により、どなたでも無料で相談できます。

（※面談には予約が必要な場合があります。お電話でご確認ください。）

がん相談支援センターの一覧及び連絡先はこちらから

愛知県 がん相談支援センター

検索

